

令和 7年 3月 4日 議決・専決

令和 7年 4月 1日施行

令和 7年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町条例第10号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴
う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（佐用町税条例の一部改正）

第1条 佐用町税条例（平成17年佐用町条例第70号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「第15項」を「第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「第15項」を「第16項」に改める。

（佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐用町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

（佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 佐用町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年佐用町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

（佐用町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第4条 佐用町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年佐用町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第39条第1項第1号イ中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。